

福島県総合計画審議会 議事録

1 日時

平成 25 年 5 月 29 日（水） 13 時 30 分～15 時 10 分

2 場所

福島テルサ 3 階「あぶくま」

3 出席者

（委 員） 塩谷会長、今井委員、大泉委員、加藤委員、轡田委員、齋藤委員、佐藤光俊委員、
庄條委員代理：長島様、 瀬田委員、瀬戸委員代理：佐藤幸英様、
高谷委員代理：佐藤武寿様、中田委員、早矢仕委員、樋口委員、土方委員、宮沢委員、
和田委員

（福島県） 企画調整部長、企画調整部政策監、復興・総合計画課長、
復興・総合計画課主幹兼副課長、復興・総合計画課主幹、復興・総合計画課主幹、
土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長、自然保護課長、
農業担い手課主幹兼副課長、森林計画課長、森林保全課長、都市計画課長（以上事務局）
知事公室長兼秘書課長、総務課長、企画調整課主幹、避難地域復興局次長、
文化スポーツ局次長、生活環境部政策監、生活環境部次長（原子力損害対策担当）、
生活環境部企画主幹、保健福祉部政策監、保健福祉部企画主幹、商工労働部政策監、
観光交流局次長、農林企画課長、土木部次長（企画技術担当）、出納局次長、
企業局次長、病院局次長兼病院総務課長、教育庁企画主幹、警察本部総務監、
県北地方振興局次長、県中地方振興局次長、県南地方振興局次長兼企画商工部長、
会津地方振興局企画商工部長、南会津地方振興局企画商工部主任主査、
相双地方振興局企画商工部副部長、いわき地方振興局復興支援・地域連携室主任主査

4 諮問

福島県土地利用基本計画の一部変更について

5 議題

- (1) 福島県土地利用基本計画の一部変更について
- (2) 総合計画の目標値の一部変更について
- (3) 総合計画・復興計画の進行管理等について
- (4) 平成二十五年度総合計画進行管理部会について
- (5) 平成二十五年度地域懇談会について
- (6) その他

6 決定事項・確認事項

- (1) 塩谷委員が会長に、瀬谷委員及び久保委員が副会長に選任された。
- (2) 知事より、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」が諮問され、内容について審議を行い、了承された。
- (3) 総合計画の目標値の一部変更について、審議を行い、了承された。
- (4) 総合計画・復興計画の進行管理等について、審議を行い、了承された。
- (5) 平成二十五年度総合計画進行管理部会について、審議を行い、了承された。また、進行管理部会の委員は、審議会委員から、今井委員、久保委員、庄條委員、瀬戸委員、高谷委員、早矢仕委員、樋口委員及び塩谷会長が指名され、2名の特別委員については、知事任命後に会長が指名することとなった。
- (6) 地域懇談会について、審議を行い、了承された。なお、審議会委員についても地域懇談会に参加することとなった。
- (7) 復興特区制度による土地利用計画の一部変更について報告した。

五 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会（長谷部主幹）

本日はご多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の長谷部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

< 1 開 会 >

司 会

それでは、ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。
はじめに企画調整部長の森合よりごあいさつを申し上げます。

< 2 部長あいさつ >

企画調整部長

福島県の企画調整部長、森合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様お忙しいなかご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には日ごろより、県政伸展のため、格別のご支援、ご協力をいただいておりますこと、この席をお借りして御礼を申し上げます。

皆様のお手元に「ふくしま新生プラン」という冊子が行っているかと思えます。皆様方に精力的に審議を重ねていただきまして、昨年 11 月に総合計画の見直しの答申をいただきまして、12 月に策定したものでございます。冊子としてまとまりまして、この 4 月からスタートしているという形になっております。

新しい総合計画におきまして、本県の最重要課題は震災・原子力災害からの復興・再生でございます。県では今年を復興加速の年と位置づけまして、総合計画と、それから具体的な復興・再生の取組を示しました復興計画、この 2 つを一体的に推進してまいりたいと考えてございます。

そのため、総合計画の進行管理につきましては、本日の議題にもなっておりますが、審議会に進行管理部会を設置していただきまして、総合計画と復興計画の進行状況を大局的な視点から評価していただきますとともに、各地域での懇談会や県政世論調査を通じまして、県民の皆さまの声を施策の推進に反映させてまいりたいと、その上で取組内容の検討・改善へとつなげながら計画の実現を図ってまいりたいと考えてございます。

また、本日は、福島県土地利用計画につきまして、一部変更の必要が生じておりますのでご審議いただくこととしております。

総合計画の基本目標に掲げました「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向けまして、全庁一丸となって取り組んでまいります。どうか委員の皆様には、それぞれのお立場から、実効性のある施策展開に向けた忌憚のないご意見、ご提案をいただけますれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 司 会 | <p>げます。</p> <p>本日は総合計画審議会委員の委嘱替え後初めての委員会でございますので、議事に入ります前に新しく委員になられました方々をご紹介しますいただきます。</p> <p>お手元の出席委員名簿をご覧ください。</p> <p>今井淑子委員でございます。</p> <p>大泉太由子委員でございます。</p> <p>齋藤幸子委員です。</p> <p>中田スウラ委員です。</p> <p>樋口葉子委員です。</p> <p>土方吉雄委員です。</p> <p>宮沢悟委員です。</p> <p>和田佳代子委員です。</p> <p>なお、高瀬佳苗委員、東之弘委員、渡辺一夫委員におかれましては、本日は欠席でございます。</p> |
| 司 会 | <p>< 3 会長、副会長の選任 ></p> <p>それでは、次第3の「会長、副会長の選任」に入ります。</p> <p>福島県総合計画審議会条例により、会議の議長は会長が務めることになっておりますが、本日は改選後初めての審議会であり、まだ会長が選任されておられません。会長が選任されるまでの間、仮議長に議事の運営をお願いしたいと思います。</p> <p>仮議長は事務局から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> |
| 塩谷委員 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは、恐れ入りますが、前総合計画見直し検討部会長の塩谷委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは、塩谷委員よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま指名を受けました塩谷でございます。会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、議事に先立ちまして、定足数の確認を行います。本日は、委員現員 25名中、17名が出席しておりますので、本審議会は有効に成立しております。</p> <p>続きまして、議事録署名人を2名選びたいと存じますが、私から議事録署名人をご指名申し上げてよろしいでしょうか。では、議事録署名人をご指名申し上げます。お一人は、大泉委員、もうお一人は瀬田委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いたします。</p> |

| | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 復興・総合計画課長 | 次に、会長、副会長の選出に移ります。選出する人数や方法ですが、これまでと同様、会長1名、副会長2名ということではいかがでしょうか。 |
| 塩谷委員 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは、会長1名、副会長2名について、福島県総合計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により選出することといたします。事務局のほうで何かありますでしょうか。</p> <p>事務局案といたしまして、会長については、前年度、総合計画見直し検討部会の部会長をされた塩谷委員にお願いしてはいかがかと思っています。</p> |
| 塩谷委員 | 事務局から、会長には私、塩谷という発言がありましたけれども、ほかにご意見はございませんか。 |
| 塩谷委員 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは、会長は私、塩谷ということではよろしいでしょうか。</p> |
| 塩谷委員 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、副会長を選任したいと思いますが、どなたかご意見はありますでしょうか。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>(「事務局案で」という声あり)</p> <p>事務局案ということですが、事務局のほうから案をお願いいたします。</p> |
| 塩谷委員 | 事務局案といたしまして、副会長に瀬谷委員と久保委員をお願いするという案でいかがでしょうか。 |
| 塩谷委員 | 副会長に瀬谷委員と久保委員をお願いするということですが、いかがでしょうか。 |
| 司 会 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ありがとうございます。なお、お二人とも本日欠席されておりますので、事務局から改めてご本人にお知らせさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ここで、仮議長の務めを解かせていただきます。</p> |
| 司 会 | ありがとうございます。 |
| 塩谷会長 | それでは、会長に選任されました塩谷委員からごあいさつをいただきたいと存じます。 |
| 塩谷会長 | このたび会長に選任していただきました塩谷でございます。鈴木浩会長の後任ということで、この重責が務まるか、いささか心もとないところもありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。 |
| 塩谷会長 | 先ほどご紹介がありましたように、私は昨年、新しい総合計画の見直し検討部会の部会長を務めさせていただきました。お手元にあるこの総合計画につきましては後ほど事務局のほうからご説明があると思いますが、その特徴というのがお手元の冊子の3ページのところに書いてあります。 |
| 塩谷会長 | 計画の特徴の1つ目が「ふくしま全体の指針となる計画」ということでありま |

して、単に県の行政計画の大元になるというだけではなくて、市町村、そして県民、企業、NPO等と、県の構成員が全体で、この総合計画の理念を共有して、その実現に向けていくということがまず1つであります。

2つ目は「実効性を重視した計画」ということであります。PDCAサイクルというふうに言いますが、プランをつくっただけではなくて、それを実行する、その進行管理、そしてその評価ということが今後大事になってきます。

それから3つ目は、先ほどのお話にもありましたけれども、総合計画と復興計画というものが今後のふくしまをつくっていく上での車の両輪にあたるということで、これを一体として進行管理を行っていくということになっております。

この新しい総合計画は、タイトル「ふくしま新生プラン」となります。再生ではなくて新生という言葉を使っているところに新しい意気込みが感じられるのではないかというふうに思っております。

もちろん、現実是非常に厳しいものがあります。先日、警戒区域の再編が行われましたけれども、まさにそうした地域が、震災以降時間が止まったままの状態です。また、一方では、福島の子どもの避難者の数が3万人を切ったということで、新しい兆しも見られるわけです。

新生ふくしまを実現していくには長期の期間がかかると思いますけれども、少しずつできることからやっていく、そして、福島県の県民が、どこにいても自分らしく生きることができ、そして、県民としての誇りを持てるような、そうした福島県をつくっていききたいなというふうに思っております。

この計画は新たなふくしまが進むべき指針を示しているものとして非常に重要な意味を持つものであります。本審議会としては、県民の視点で十分な議論をしていきたいというふうに思いますので、皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただき、有意義な審議会となるようご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

< 4 諮 問 >

ここで、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、知事から当審議会に諮問がございます。

恐れ入りますが、会長、森合部長よろしくお願ひいたします。

——諮問文朗読——

「福島県土地利用基本計画の一部変更について」

国土利用計画法第9条第14項で準用する同条第10項の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の一部変更について貴審議会に諮問します。平成25年5月29日
福島県総合計画審議会長 様
福島県知事

——朗読文ここまで

司 会

司 会

企画調整部長

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塩谷会長 | <p>どうぞよろしく願いいたします。 確かに承りました。</p> |
| 司 会 | <p style="text-align: center;">(諮問文手交)</p> <p>< 5 議 事 ></p> <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。 これ以降は、福島県総合計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。塩谷会長、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。 まず、議事の1、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>福島県土地・水調整課長の榎と申します。よろしく願いいたします。福島県土地利用基本計画の一部変更についてご説明いたします。</p> <p>今回新たに就任された委員の方がいらっしゃいますので、はじめに、土地利用基本計画の概要について説明させていただきます。資料1「福島県土地利用基本計画の一部変更について(案)」の9ページをご覧ください。</p> <p>土地利用基本計画とは、国土利用計画法の第9条に基づき、国土利用計画の全国計画及び県計画を基本として定められております。内容は計画図と計画書からなり、計画図は、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の地域を5万分の1の地形図に落とし込んだものです。計画書は土地利用に関する調整指導方針が記載されております。役割としては、下の体系図のほうをご覧ください。左に国土利用計画法の枠組みがあり、全国、都道府県、市町村レベルの国土利用計画が策定されます。全国と都道府県の国土利用計画を基本として、本日審議いただく土地利用基本計画が策定されます。</p> <p>この土地利用基本計画とは、その右にありますように五地域が計画図に設定されますが、それぞれの地域に都市計画法をはじめとする個別の規制法がぶら下がって区域指定等を行っております。土地利用の混乱を防止し、適正かつ合理的な利用を図るため、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整を担っております。</p> <p>計画の変更には、この審議会の審議のほか、市町村長の意見を聞いた上で国土交通大臣と協議することとなります。</p> <p>10ページをご覧ください。裏面になります。五地域の地域指定の考え方です。なお、1つの地域で2つ以上の考えが両立するケース、例えば市街化調整区域内に保全すべき農地や森林が含まれる場合には、都市地域と農業地域、森林地域が重複することになります。各地域の略称については以下に記載のとおりであります。</p> <p>以上が土地利用基本計画の概要となります。</p> |

資料1の2ページ目をご覧ください。まず1件目は二本松市旧岩代町の下長折、成田、西勝田地区において、都市地域を775ヘクタール縮小するものであります。この地区では現在、自然的土地利用が大半を占めており、近年、市街化の動向は見られず、人口減少等の理由により今後も都市的土地利用の進展は見込まれないことから縮小するものです。

続きまして2件目は、二本松市旧安達町の小沢、下川崎地区における都市地域の46ヘクタールの拡大です。この地域では、国道4号バイパスに隣接するなどの利便性の高さにより、道の駅「安達」や工場が立地しており、当該地区全体の約3割の土地が宅地として利用されていることから、都市地域を拡大するものです。

3件目は、二本松市旧安達町の油井地区における農業地域の283ヘクタールの縮小です。この地域では、商業施設の立地などにより市街化が進行し、また宅地需要が高いため、二本松市都市計画の用途指定の予定があり縮小するものでございます。

4件目は二本松市郭内地区の農業地域の3ヘクタールの拡大です。この地区は、県立霞ヶ城公園区域内にあり、棚田を利用した景観づくりに積極的に取り組んでおります。将来的に宅地化の見込みはなく、景観としての棚田を保持していくべきとして農業地域を拡大するものです。

3ページ目をご覧ください。5件目は喜多方市の熱塩加納町を中心とした地区において都市地域を1,901ヘクタール拡大するものです。この地区は、国道121号線大峠道路の整備により宅地化が進んでおり、会津縦貫北道路をはじめとした広域的な道路網の整備により、都市的土地利用の傾向が強まると見込まれているため、現行の都市計画区域に編入し、都市地域を拡大するものです。

最後の6件目は、平田村の上蓬田地区における森林地域の5ヘクタール縮小です。あぶくま高原道路平田インターチェンジ造成により現況が森林でなくなったため、森林地域を縮小するものです。

次に、変更区域説明図とスクリーンにより説明します。5ページ目をご覧ください。整理番号1の二本松都市地域の縮小となる旧岩代町の下長折、成田、西勝田地区です。上下2つの図面がございしますが、上が位置図で下が変更区域です。変更区域図では地域が重複していることがわかります。

上の位置図で説明いたします。位置図の赤い線の中の区域が旧岩代町の小浜地区を中心とした地域です。都市地域として残ります。そして、黄色い線で囲まれた区域が3カ所ございしますが、今回都市地域を縮小する区域となります。

スクリーンをご覧ください。これは旧岩代町を上空から見たところです。上の小さな2つが下長折地区、下の黄色い部分が成田と西勝田地区です。今後も現状が続くとみられます。

次に中央の黄色い矢印、下を向いていますけれども、カラーの写真です。西勝

田地区において南方向を見た写真です。道路の黄色い線の向こう側が今回都市地域から外す区域となります。市街化の見込みが薄いことがわかります。

変更区域説明図にお戻りいただきまして、位置図の右側に表示しております五地域の指定状況の表をご覧ください。現在は、都市地域、農業地域、森林地域に丸がついており、3つの地域が重複しておりますが、今回の変更により都市地域が外れることとなります。

続きまして6ページ目の二本松市の位置図をご覧ください。図面右上から2番の二本松都市地域の拡大は、旧安達町の小沢・下川崎地区となります。細い赤い色の線で囲まれた地域です。図面中央、3番の二本松農業地域の縮小は、旧安達町の油井地区です。図面中央の黄色い線で囲まれた区域となります。図面左下4番の二本松農業地域の拡大は郭内地区です。細い赤い色の線で囲まれた小さな区域です。

それではスクリーンのほうをご覧ください。これは二本松都市地域の拡大となる旧安達町小沢・下川崎地区を上空から見たところです。国道4号バイパスの東側となります。

次に区域の左側にある赤い点からの写真です。小沢地区の工業団地において東方向を見た写真です。一体が宅地化されていることがわかります。

これは、二本松農業地域の減少となる安達町の油井地区を上空から見たところです。南北に県道の114号線（福島安達線）、旧4号線になりますが、走っております。

次に南北に2カ所の矢印があるかと思いますが、そこからの写真となります。南側の高台より北東の方向を見た写真です。宅地化がかなり進んでいます。

続きまして、北側の高台から南東方向を見た写真です。黄色い線までが農業地域から外す地域で、ここに接する県道114号線（福島安達線）沿いに、上部のほうですけれども、商業施設の立地が進んでおります。

これは、郭内地区を上空から見たものです。棚田の感じがわかるかと思います。

次に左側の赤い矢印からの写真です。棚田の角からの写真となります。赤い線で囲まれた地域が今回農業地域に編入するところで、県立霞ヶ城公園と一体となった地域でありまして、将来的に宅地化の見込みはないことがわかります。

変更区域説明図にお戻りいただきまして、位置図右側に表示しております五地域の指定状況の表をご覧ください。今も二本松市旧安達町の小沢・下川崎地区については、変更後において都市地域が加わり、都市地域、農業地域、森林地域の3つの地域が重複することとなります。

3番の二本松市旧安達町の油井地区については、変更後において農業地域が外れ、都市地域と森林地域の2つの地域の重複となります。

4番の二本松市郭内地区については、変更後において農業地域が加わり、都市地域、自然公園地域とあって、3つの地域が重複することとなります。

続きまして7ページ目をご覧ください。5番の喜多方都市地域の拡大となる喜多方市熱塩加納町を中心とした地域です。細い赤い色の線で囲われた区域になります。図面は喜多方市の都市計画区域で、平たんな土地が続いております。

それではスクリーンをご覧ください。これは喜多方市熱塩加納町の地区を上空から見たところですが、赤い線で囲まれた区域が今回年地域に編入されます。赤い矢印が下のほうにありますが、この付近の上空です。住宅地や工場立地など、一部宅地化が進んでおります。

お手元の変更区域説明図に戻っていただいて、五地域の指定状況の表をご覧ください。変更後において都市地域が加わり、都市地域、農業地域、森林地域の3つの地域が重複することになります。

続きまして8ページ目をご覧ください。6番の平田森林地域の縮小である平田村上蓬田地内です。中央にあります小さな黄色の線の区域がそれであります。

スクリーンをご覧ください。あぶくま高原道路平田インターチェンジを上空から見たところですが、インターチェンジが完成し、黄色の線で囲まれた区域が森林地域から除外されます。

お手元の変更区域説明図に戻っていただいて、五地域の指定状況の表ですが、変更後において森林地域が外れ、都市地域と農業地域の2つの地域の重複となります。

ここで、資料の1ページ目にお戻りください。総括表となります。今回、各地域の変更後の面積は、都市地域は現行面積34万611ヘクタール、拡大面積1,917ヘクタール、縮小775ヘクタールで、変更後の面積は34万1,783ヘクタール、農業地域は、現行面積77万1,208ヘクタールに、拡大3ヘクタール、縮小283ヘクタールで、変更後の面積は77万928ヘクタールです。森林地域の面積は3ヘクタール縮小し、99万1,783ヘクタールとなります。

ただいま説明した変更案件に係る、二本松市、喜多方市及び平田村からの意見聴取については、いずれも異議がございませんでした。

なお、今後の手続きとしては、本日の審議会の後に国と協議を行い、土地利用基本計画の変更が決定されることとなります。変更が決定されますと、今後、各個別法に基づき区域や地域の変更手続きが行われることとなります。

以上が、本日、委員の皆様にご審議いただきます、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」の説明です。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

塩谷会長

ただいま事務局から、土地利用基本計画制度、それから、具体的には6カ所の地域についての変更の提案がありましたけれども、制度についてでも結構ですし、あるいは具体的な箇所についてでも結構ですので、何かご質問、あるいはご意見があればよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

大泉委員

すみません。質問ということで、資料の2ページの整理番号の4番ですけど

| | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>も、二本松の農業地域のことで、変更を必要とする理由の中に「棚田を活用した景観形成に積極的に取り組まれている」と言及してございますけれども、ここは私有地だと思うのですけれども、営農をなさっている方が今後も棚田をつくっていくという意思というか、そういう環境条件にあるのかどうかというところ、多分、棚田を続けるというのはかなり大変な作業ではないかと思っておりますので、その辺を伺いたいと思いました。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご質問について事務局のほうからお願いいたします。</p> |
| 農業担い手課主幹 | <p>ただいまのご質疑でございますけれども、私ども事務局といたしまして、二本松の用途の拡大の調整の中で、こちらにつきましても伺ったところですが、二本松市としても二本松城公園のそばで貴重な観光資源ともなっていることから二本松市として棚田については今後も守っていききたいというご説明がございました。</p> |
| 塩谷会長 | <p>そうしますと、土地の所有者の方も理解した上でということですね。</p> |
| 農業担い手課主幹 | <p>そのような理解でよろしいと思います。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>特にご意見等がなければ、先ほど知事から諮問のありました「福島県土地利用基本計画の一部変更について」は、これを適当と認めて、その旨を答申したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p> |
| 塩谷会長 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>では、これについてはご異議がないものとしてこのように決定させていただきます。なお、答申の文案については私のほうに一任させていただきます。事務局と相談のうえ答申書をつくるということにさせていただきますと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして議事の2つ目、「総合計画の目標値の一部変更について」に移ります。新任の委員も多いですので、昨年度策定された総合計画「ふくしま新生プラン」の概要も含めて説明をお願いいたします。</p> <p>復興・総合計画課長の戸田と申します。</p> <p>まずは、総合計画の概要についてであります。先ほど会長からもお話がありましたが、福島県のこれからの復興に向けた具体的な取組、考え方、さらにその先にあります若い世代が夢や希望を持って生活できる福島をつくっていくための最上位の計画がこの計画でございます。</p> <p>はじめに、資料はございませんが、計画の策定経過等についてご説明いたします。</p> <p>昨年度中にこの計画をつくっておりますが、東日本大震災及び原子力災害から</p> |

の復興を図り、本県を取り巻く社会経済情勢の重大かつ急激な変化に対応するため、最上位計画である総合計画の全面的な見直しを行ったものでございます。

見直しにあたりましては、本審議会に、この審議会で信任していただいております総合計画見直し検討部会を設置しまして、7回にわたり熱心にご審議いただいております。それに加えて、市町村からの意見聴取、パブリックコメントの実施、各地域での地域懇談会などにより県民からの意見等を頂戴しながら検討を進めまして、昨年12月に県議会で議決をいただいたものでございます。

具体的な内容といたしまして、今、お手元に「新生プラン」の厚い冊子をお持ちかと思いますが、先ほど会長が言いました3ページのところで、本計画の特徴が書いてあるページの一番下、(3)に書いてありますが、大震災・原子力災害からの復興・再生の視点を反映した計画であるというのが特徴になってございます。

全体的な構成としましては、すみませんが、この冊子の目次のページ、1枚目を開いた裏のところに全体像が目次として入っておりますが、「はじめに」の後、第1章から第5章までのつくりになってございます。第1章で、ふくしまの特性と時代潮流、環境的なものについての言及をしまして、第2章で、この計画によってめざす福島県の姿を示しております。第3章におきまして、政策分野別、やるべき分野別の主要施策についてそれぞれ言及し、第4章では各地域ごとの目指すべき姿と事業ということで書いております。そういった計画全体を、第5章で、計画を推進するためにどういう管理の仕方をしていくかということの説明しているつくりになっております。

その中でも、第1章につきましては、32ページになりますが、福島の人口と経済を展望するにあたりまして、原子力災害以降の人口の減少、経済の衰退、こういったところが大きな前提条件に入っておりまして不安定な部分がございますので、シナリオAといたしまして、穏やかな人口減少、原子力災害による経済の減退がなくなるということを前提としました緩やかなシナリオAと、シナリオB、急激な人口減少、経済の減退が今後も継続するという厳しい状況を前提としましたシナリオB、この2つのパターンで内容を記載しております。恐らくこの間で本県経済・人口につきましては動いていくということで考えられるかと思えます。

続きまして46ページになりますが、第2章であります。本県の目指す将来の姿に向けての考え方のつくりなのですが、この46ページにあります「人と地域が輝く“ふくしま”」、こちらが「ふくしまの礎」というものになります。まずは全体をとらえたものになります。福島県をしっかりと運営・経営していくために、ここに6つの視点が書いてありますが、こちらをしっかりとやっていかなければならないということで礎になります。

そのしっかりした礎の上に、47ページからになりますが、「3本の柱」を立ててございます。1つ目が47ページ、「いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”」、

活力というのは再生エネルギーといった経済的な活力、もう一方が48ページ、「安全と安心に支えられた“ふくしま”」、健康づくり、医療、介護、災害対策、こういったもので安心して暮らすことができるふくしまという柱です。もう一つが49ページの「人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”」、人権、思いやりによるあたたかさ、支え合い、自然環境、こういったもので成り立つふくしまということで、3本の柱で本県のめざす将来の姿、この計画の表紙にも書いてありますが、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」をめざしていくという福島県の姿をめざしております。

続きまして、今の46ページから49ページの今の礎と柱の(1)からずっと施策が書いてありますが、これが46ページから49ページまでで全部で22の政策分野がございます。この政策分野につきまして、具体的に推進すべき政策を示して記入したものが51ページからの第3章、政策分野別の主要施策ということで、それぞれについて言及しております。この中には、これまでの総合計画に新しく加わったものとしましては、避難地域の再生、避難者の生活再建、再生可能エネルギー、原子力災害対策、こういった本県独自のやっつけなければならぬ項目、こちらのほうを新たに追加させていただいております。

そういった全体的な計画がありまして、そのうえで今度は第4章、地域別の主要施策、こちらは191ページからになります。今回の災害を踏まえまして生活圏を超えた機能の補完・連携、こういったものを追加するとともに、七つの生活圏ごとに、それぞれの特徴、課題、主要施策、こちらのほうを整理しております。

こういった計画をしっかりと進めていきますために、第5章、227ページになります。228ページ以下に内容が書いてありますが、特に本県が重点的に取り組むべき課題につきましては231ページになります。福島県復興計画という復興にあたってとりまとめた計画を立てていますが、その中で231ページに書いてあります12のプロジェクト、これは何度もお目にしているかと思いますが、まずは我々の住む環境を回復しなければならない、生活を再建しなければならない、健康を守らなければならない、子どもたちをしっかりと育てていかなければならない、経済を活性化させなければならないという重要な12のプロジェクトについて復興計画で掲げております。

こちらに加えまして、230ページ、災害からの復興にもまして福島県というものをさらに発展させていかなければならないということで、今一番大きな問題になっている人口、それまでも人口減少でありましたが、さらに人口減少が加速している、高齢化も加速しているということで、「人口減少・高齢化対策プロジェクト」というものをしっかりとやっていくということを経済計画の中で位置づけまして、12のプロジェクトと1つのプロジェクト、合わせて13のプロジェクトにつきましてしっかりと推進していく。それで、この復興計画をここで総合計画のほうに取り込んだことによりまして、復興計画、総合計画を一体として推進して

いくことができるというつくりにしております。

そのプロジェクトに加えまして、その取組みの成果を示すものとしまして 172 の指標を出してございます。こちらが 234 ページから、平成 25 年度から平成 32 年度まで、年次計画で数字が出せるもの、資料として見られるものについて書いております。こちらにつきましても整理してございます。

具体的な進行管理方法につきましては、この審議会の具体的な作業になりますので後ほどまた改めて説明させていただきます。こういった構成で本県の将来に向けて一步一步進んでいくためのものとしての指針がこちらの「新生プラン」ということでございます。

以上、概要でございます。

続きまして、今度は資料 2 をご覧ください。資料として配布しました資料の 2 になります。先ほど 172 の指標がありますということで説明させていただきましたが、その中で 9 つの目標値について変更が発生しております。これは、総合計画が昨年 12 月に策定したものでありまして、その時点ではまだ調査中だということで、年度末になりまして個別計画がそれぞれ審議を経まして策定されたということで、その中に指標が具体的に書かれているものでございます。その指標につきまして総合計画の目標値として確定させるというものでございます。

「上昇の方向で検討中」という記載があるものがその該当のものでありまして、この一覧表の左側、新生プランの該当ページ、指標の番号、名称ということで、そこが実際書いてあるものになります。

132 ページに、指標番号 95 番、がん検診の受診率というものが書いてございます。こちらの最終目標につきましては「上昇の方向で検討中」という表現でございましたら、そちらにつきまして、この一覧表に書いてありますが、3月29日に「福島県がん対策推進計画」が改定になりましたので、その中で、目標値のところになりますが、胃がんであれば平成 29 年度に 50%以上、子宮頸がんであれば 60%以上という具体的な指標になるというものでございます。

以下、同様に、特定健康診査実施率につきましては 70%以上、麻しん予防接種率につきましては 95%以上、結核罹患率につきましては 10%以下に少なくする。医療従事者につきましては 200 名以上に増やす。裏のページにまいります、看護職員数につきましては 1,228.4 人以上をめざす。周産期死亡率につきましては 3.5 以下にする。自殺者につきましては 410 人以下にする、温室ガスにつきましては 85~90%をめざすということで、それぞれ指標を決めたものでございます。こちらにつきまして審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

ありがとうございました。新しい総合計画の概要と総合計画に盛り込まれた指標について、総合計画を作成する時点では定まっていなかったものについて、変更というか確定して盛り込んだという説明でした。

塩谷会長

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄條委員（代理・長島様） | <p>ただいまの説明に関しまして、ご意見あるいはご質問はいかがでしょうか。</p> <p>ご提案がありましたことにつきましては異論はありません。</p> <p>お尋ねしたいのでありますけれども、目標の 50 番目の学校給食における地産地消、地場産物の割合でありますけれども、これも上昇をめざすということになっております。たしか 35～36%ぐらいまでであったのが半分ぐらいに落ちたと承知しているのでありますけれども、これについてはこれから具体的な数値が出てくるのかどうか、あるいは出すべきではないかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>学校給食の指標についてですけれども、担当部署から回答をお願いします。</p> |
| 教育庁企画主幹 | <p>教育庁でございます。ご説明いたします。</p> <p>上昇をめざすということで計画の決定時に了解をいただいておりますが、数値目標についてでございますが、24 年度の現況値は 18.3%というのがその後判明しております。ただ、1年に2回くらいずつこの調査があるのですが、今後の数字の推移を見て、傾向をつかんだ後、中間見直し時期にその数値等を入れるという方向で今は考えております。</p> |
| 塩谷会長 | <p>今後、目標値が確定したところで入れていくということですが、今のご回答でいかがでしょうか。</p> |
| 庄條委員（長島様） | <p>今の点は承知いたしましたけれども、これも非常に重要な指標でございますので、できる範囲で、傾向調査をやるのがいいかどうかという議論もあると思っておりますけれども、ひとつ期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにあるでしょうか。</p> |
| 樋口委員 | <p>目標値のほうで、5番と6番も「増加の方向で検討中」というところが、変更後のところに、お医者さんの数と看護師さんの数なのですからけれども、「増加をめざす」というような表現になっておりますけれども、これはあえて数字を入れられないのか、入れられないのか、その辺のところはどうなのかなというふうに思いました。目標値というのは入れてこそめざせるものなのではないかなと。もし入れられないのであれば、何か理由等があるのでしょうか。お聞かせください。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。県全体では目標値が入っていますが、相馬からいわきに関しては「増加をめざす」という書き方になっているけれども、ここはどうなっているのですかということです。それではこの担当部署から回答をお願いします。</p> |
| 保健福祉部政策監 | <p>保健福祉部でございます。県全体としての数字は出ておりますが、いわゆる浜通り地区については、ご存じのように東日本大震災、それに続く原発事故によりまして、医療関係の方が県外に出ていかれていたり、逆に、なかなか本県の医療の人材という形で、本県に来ていただくということも困難を極めておりまして、</p> |

| | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>県としても、浜通り地区の医療再生については一次あるいは二次の計画で復興のための努力はしておりますが、なかなか数値的なものを入れるというのが困難な状況ということで、当該地区については「増加をめざす」という方向性だけで記載させていただいております。ご理解をいただきたいと思います。</p> |
| 塩谷会長 | <p>なかなか現段階では難しいというご説明ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> |
| 和田委員 | <p>1番のがん検診受診率のところで、現況値が「子宮がん」となっておりまして、目標値が「子宮頸がん」とされていることについては、何かこの間、理由があったのかどうか、あればお聞かせいただきたいと思います。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。 この件はいかがでしょう。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>事務局のほうで確認いたします。</p> |
| 塩谷会長 | <p>よろしいですか。</p> |
| 保健福祉部政策監 | <p>確認させていただきたいと思います。実は、前回の医療計画の中でも子宮頸がんというふうに表記されておりましたので、この辺については後ほど回答させていただきたいと思います。</p> |
| 塩谷会長 | <p>記載のとおりでよいのかどうかも含めて確認していただければと思います。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>すみません。これは頸がんの「頸」が抜けているということで、大変申し訳ございません。「頸がん」の比較でございます。失礼しました。</p> |
| 塩谷会長 | <p>タイプミスということですか。ありがとうございます。 ほかにお気づきの点はありますか。</p> |
| 土方委員 | <p>この指標についての立て方、あるいは今後の進め方について確認したいのですが、今回は前回見直した段階でまだわからなかったものを明確にしたということだと思うのですが、これから震災絡みでかなり現況というものが刻々と変わっていくわけなのだろうと思うのですが、そのときに、それを加味した目標値をどの程度のサイクルで目標値を見直していくのか、あるいはそれに対応した施策、恐らく当然変わっていくのだろうと思うのですが、その辺の考え方について確認したいというお願いです。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。個別の計画、年度自体が増えますので、毎年その数字自体は変更されますが、今、土方委員からご指摘がありましたように、状況によってその数値自体が変わってくるのではないかとということで、進行管理にも関わるとは思います。これについて事務局から説明してください。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>こちらにつきましては、個別計画、実際の具体的な事業が進みますと数値のほうは当然変わってくることとなります。目標が達成したとかそういう実情が出てくるかと思しますので、その場合は個別計画のほうは恐らく優先的に現状に合った形で動くと思しますので、そういったものについて総合計画のほうも合わせていくということで、そちらとの整合性は合わせていきたいと思っております。ただ、も</p> |

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>のにつきましてはいろいろなタイミングになるかと思っておりますので、そのときどう いうタイミングで本体自体を直すかというのは今後検討したいと思っております。な お、いずれにしても実態に合ったような目標について動いていくということでご ざいます。</p> |
| 塩谷会長 | <p>指標の数が多いので、その一つ一つが変わったからといって、細かにここで審 議するというにはならないということですが、土方委員、いかがでしょうか。</p> |
| 土方委員 | <p>結構です。今回の議案とは全然関係ないのですが、指標の 34 番のことについ てどういう理解をしたらいいのかということをお聞かせいただきたいのですが、 239 ページ、指標 34 です。県内・県外避難者数とございます。「県内の応急仮設 住宅・借上げ住宅などへの入居者数及び県外避難者数であり、皆減を目指します」 ということを書いてあるのですが、これは避難している人が、例えば県外に避難 した人でも、そこで就業、雇用といいますか、そういったものを求めて定着した という時点で、それはマイナス 1 という考え方なのか、あるいは戻るということ を考えてゼロとするのか、その辺の理解をお願いしたいと思います。</p> |
| 塩谷会長 | <p>帰還できないとその数値に入らないのか、あるいは途中でとどまったりどこか に定着したものはカウントするのかということですが。</p> |
| 生活環境部次長 | <p>生活環境部です。今のご質問にあります現況値 15 万 9,128 人のいわゆる避難 者の方がどの時点で、ゼロといいますか、避難が終了したとみなすかというこ とかと思います。現時点で直近の数字で申しますと、5 月 14 日現在で 15 万 2,564 人の方が避難を継続してございまして、このうち県外に 5 万 4,680 人の方が避難 を継続しております。</p> <p>ここに書いてありますように、県外の応急仮設住宅と借上住宅などへの入居者 数及び県外避難者数でございますので、基本的に県外であれば県外に今は借上住 宅等でお住まいの方が県内にお戻りになる、あるいは県内であっても応急仮設等 にお住まいの方が復興住宅のほうにお移りになるということを想定している というふうに考えてございます。</p> |
| 塩谷会長 | <p>今のご説明でいかがでしょうか。</p> |
| 中田委員 | <p>今の質問と関連して、この数値の読み方をどうするかということだと思っ てすけれども、移動が少なくなると、それは改善されたというふうに読むとい うことなのではないでしょうか。要するに、ここに出てくるのは数値です。数値 ですから、これが徐々に減っていく。でも、その減り方の理由はいろいろです。 県外で生活を再建される方、それは復興計画との観点でいうとどう読めばいい のか、そのご質問だったのかなと私は今の質問を聞いていたのですけれども。</p> <p>関連してなのですけれども、例えばこれが教育・子ども関係でいえば、区域 外就学という現象が今ありますので、この評価指標には挙がってはいないの ですけれども、そういう数値の読み方が復興との関係でいうとつまりどうい うふう位置づけられているのかということも、今のご質問と私は重複する課 題だと思いま</p> |

| | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塩谷会長 | <p>したので、関連してもう一度ご説明をいただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかの委員の方で今の点について追加でご質問はありますか。なければ、今の中田委員のご質問について回答をお願いします。</p> |
| 中田委員 | <p>今、数値の読み方の位置づけを、復興との関係でどういうふうに整理すればいいのかというのは検討中ということであれば、今後それはそれとして考えておいて視野に収めておいていただければと思います。それでも結構でございます。</p> |
| 生活環境部次長 (原子力損害対策担当) | <p>ただいまご説明した中身なのですけれども、確かに県外で借上住宅等を出て、要は県外で新たな生活を始められる方、県内においても、本来のふるさとに戻らないで避難先のほうで新たな生活を始められる方とか、いろいろな形で生活再建ということがあると思いますので、今日この場で正確なご説明ができなくて申し訳ないのですけれども、次回までにきちんとその辺の定義づけを文言で出ささせていただくということでご了解をいただきたいと思います。申し訳ありません。</p> |
| 塩谷会長 | <p>それでは、今のご質問については引き取らせていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>指標はいろいろ気になるところが多いかと思いますが、議事として挙がっている目標値の変更について何かありましたら。——よろしいでしょうか。それでは、議事の2の「総合計画の目標値の一部変更について」は了承ということにいたします。ありがとうございました。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>それでは、次に「総合計画・復興計画の進行管理等について」になります。議事の3番、4番、5番が、いずれも進行管理にかかわる議事でありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料の3番以降、3～6いっぺんになってしまいますが、資料3から説明させていただきます。</p> <p>まずは、この進行管理についてなのですが、進行管理につきましては施策の取組状況を評価することに力点を置いております。その評価結果につきましては次年度事業の構築に効果的に活用するということが目的でございます。今年度の取組状況の評価、その評価をもとに次年度事業構築に活用する、こちらが大きな目標であります。</p> <p>それでは資料について説明させていただきます。資料3、こちらにつきましては「施策評価」、それまでは「事業評価」というものになってございまして、こちらにつきましては、これまでの経緯について記載してございます。</p> <p>その中で、このページでは2の「検討状況について」というものがありますが、その中の(2)の事業評価制度の課題とその対応、これまでやってきたことについての課題、それに対応した今後の対応ということで白丸が3つ記載してございます。</p> <p>1つ目が、アンダーラインが引いてある直前の部分になりますが、「より大局</p> |

的な視点からの評価を実施」する。個別ではなくて大局的な視点で施策評価を実施する。白丸の2つ目、総合計画の進行管理と併せて、施策の評価については進行管理と併せて一体的に審議する、こちら白丸の2つ目のアンダーラインの部分になります。白丸の3つ目、課題に対応する方策を検討し、次年度事業の構築・選定に活用すると、この3つの視点で今までのことを改善していきましょうというものがこれまでの視点でございます。

それに加えて、今年度「新生プラン」ができて、そちらの進行管理についてどうするかということにつきましては、めくっていただきまして裏のページ、3の「ふくしま新生プランの評価制度について」ということになりますが、今度は4点の視点で行いたいと考えてございます。

「(1) 施策中心の評価」と書いてありますが、大局的な視点での施策中心の評価を行うということでございます。

2つ目は「(2) 総合計画と復興計画の一体的な進行管理」を行います。これは、先ほど説明いたしましたが、総合計画の中に復興計画の重点プロジェクトを位置づけておきまして、全部で13の重点プロジェクトを推進する計画でございますので、両者を一体的に評価・進行管理していくということでございます。進行管理部会を設置しまして集中的な議論をする、地域懇談会等によりまして意見聴取などを行うということを考えてございます。

3つ目が「(3) 復興が県政の最重要課題」だということで、復興に関する施策を中心に評価しまして、これまで以上に次へとつなげていく視点を持たなければならないということでございます。

4つ目、「(4) 評価結果の活用による施策展開」ということで、効果的・効率的な行政運営となるよう次年度以降活用していくと。そして、県のほうとして実際に実施する復興のために必要な施策、やらなければならないという施策につきましては、一番下の白丸にも書いてありますが、「福島復興再生特別措置法」、福島県のための復興のためのこういった法律などを活用しまして、財源や制度運用、こういったものの支援を国に求めて復興の加速化を図ってまいりたいと考えております。

以上、これらによりまして進行管理を着実にやり、本県の復興を進めてまいるということでございます。こちらが施策評価についてでございます。

続きまして資料4、では、その考えのもとに具体的にどう進めていくのかということでございます。

1、基本的な考え方としましては、取組の成果や直面する問題点などを整理しまして次年度以降の取組につなげてまいりたい、そうしていくことで総合計画の着実な推進を図ってまいるということでございます。何度も繰り返しますが、総合計画と復興計画を一体的に進行管理していきまして十分反映させていきたいと考えているところでございます。

2、進行管理の対象といたしましては、点線の中に4つ書いておりますが、第2章が抜けております。第2章は福島県のめざす姿でございますので、それは毎年の点検評価ではないということで対象から外しております。

第1章の人口・経済の現状分析、第3章につきましては代表的な取組の進捗状況、現段階における問題点や改善点、総合計画進行管理部会からの意見、代表的な指標の進捗状況をまとめるということでございます。

第4章につきましては地域ごと、こちらは七つの生活圏になりますが、地域ごとの調書をまとめまして、その中で代表的な取組、現段階での問題点・改善点、地域懇談会における主な意見、こちらを記載することとなります。

第5章につきましては重点プロジェクト、こちらは施策中の重点プロジェクトをまとめた部分でございますので、プロジェクトごとに主要事業の進捗状況一覧及び進捗状況調書といったものを作成いたします。

作成したうえで、表に出すにあたりまして、取組内容を県民にわかりやすく伝えるというために、写真や図などいろいろ工夫してお出ししたいと思います。

今、話させていただきましては、資料4の3ページまでを話させていただいたということでございます。それぞれの章の中で具体的に今言ったような視点をそれぞれのページに書いてあるものでございます。

最後、4ページをめくっていただきたいのですが、進行管理結果の公表につきましてはわかりやすい内容とするということでありまして、その下、5番の進行管理のスケジュールはどうなっているかということでございます。今回、4～6月の一番右側のところで第1回審議会が5月29日ということで、本日の第1回の審議会でございます。その下、7～9月というところの右欄、下から2つ目のところに第2回の総合計画審議会、こちらは進行管理結果の取りまとめにあたる審議会でございます。2～3月のところの審議会等の欄のところに第3回ということで、総合計画審議会は3回行いまして、翌年度の予算に関連づけるということを考えております。

それで、具体的にその中で集中審議をするところが7～9月の審議会等の欄に書いてある進行管理部会、こちらのほうを7～8月に3回程度開催いたしまして、1章、3章、5章、個別の施策についてのところを中心に検討会を開いていただきたいということでございます。

そういったことを経まして、最終的なもののイメージとしましては、5ページ以降、5ページが第3章のイメージ、以下、第4章、第5章ということで、まとめたもののイメージということで、こういうことで出したいと考えております。

続きまして、資料5のほうに入らせていただきます。今ほど審議会の中で進行管理部会という話を何回かさせていただいておりますが、進行管理を確実にを行うために、第3章と第5章が中心になりますが、集中的な審議を行う、それを今回のメンバーの審議会のほうで活用するというので、機動的・効果的な第三者

評価という視点で、この審議会に部会を設置したいと考えております。名称を「総合計画進行管理部会」としまして、10名程度の委員を想定しております。この部会の審議結果を本審議会のほうに報告しまして、全体の審議会はこの報告を踏まえてさらに審議を行うという形でございます。

めくっていただきまして2ページのところなのですが、部会の中には本審議会の委員に加えまして、外部の専門家や有識者を特別委員として任命したいと考えております。今の3名には、3ページのところの図にありますが、本審議会委員25名の中から進行管理部会としまして委員8名、それに、専門家・有識者をさらに2名ほど加えまして、全体で10名という部会を立ち上げたいと考えております。

こちらが進行管理部会についてであります。

続きまして、資料6になります。各振興局ごとの地域懇談会、各地域においての県民の方を交えた懇談会でございます。第4章というのは地域別の主要施策の取組状況というものでありますので、その評価にあたりましては地域の意見を聴取することによりまして地域別の主要施策を推進するうえでの課題、取組の方向性、こちらの検討に生かすことを目的に開催するものです。7月から8月に集中して考えておりまして、こちらの出席者は、まずは地域で活動をされている方、5～6名程度になるかと思いますが、それに加えまして、この審議会の委員の方にも2名程度、数名程度ずつ出席いただきまして、各地域の実情を知っていただくということを考えております。

この懇談会として、地域の実情の話聞いて理解することプラス、審議会委員あるいは事務局のほうから、その地域に向かってこの「新生プラン」について話をして地域の方々に深く理解していただくという相互の理解の役割がございますので、そういったことも進めていきたいものであります。

地域懇談会で出されました意見につきましては評価に反映させ、今後の施策の展開にも役立てていくということは当然のことでございますが、そういったことに対応してまいりたいと思います。

駆け足で申し訳ありませんでしたが、私のほうからの説明は以上であります。

ありがとうございました。

評価の基本的な考え方と、具体的に今年度どういう形で進行管理を行っていくのかということについてのご提案だったと思いますが、ご質問はいかがでしょうか。あるいはご意見も含めてよろしく願います。

これはこれでよろしいと思います。

お尋ねしたいのは、PDCAはもちろん重要なことで、民間ではやっていることでありますけれども、当然これは行政でも必要なことでありまして、これを基本に据えるというのは評価したいと思います。

確認なのでありますけれども、恐らくこれを推進する主体は職員の皆さまから

塩谷会長

庄條委員（長島様）

成るわけでありませけれども、基本的には内部評価と外部評価というものがあるわけで、そこにずれがないかどうかを検証することも必要でありまして、それがこういったところで意見を聞くということだと思いますけれども、庁舎の中でのこうしたPDC Aのサイクルを回すための検討のシステムというのは、通常、既存の庁舎内の団体で行っていくのか、あるいは特別に、既存の団体は問題があるので、別につくって対応していくのか、あるいは、前者であればどういふふうな会議があるのか、知事をトップとしたようないろいろな会議がある、重層的に会議があるのだらうと思いますけれども、その辺わからないところがありますので、お知らせいただければと思います。その辺のところを、この会議の中ではこういう検討をしておりますというようなこともお知らせいただければ大変ありがたいなと思います。

塩谷会長

ありがとうございました。

この審議会自体は第三者機関という位置づけですけれども、庁舎の中での進管理はどういふふうに進めていくのかということです。

復興・総合計画課長

事務局ですが、まずはPDC Aで翌年度に反映させるということは、まずは一番細かい個別の部分の話からしますと、各部のほうで、今回も後ろのほうに各部の関係者の方が座っておりますが、自分のところの事業をこれからどうしていくのかということが当然ありますので、その中で部長を中心にいろいろと検討して、翌年度さらにどうしていくのかということがございます。さらに、そういったもので部だけでは収まらない、その間にすき間があるとか、部が連携しないと進まないというのは当然多くありますので、そういったものにつきましては、今年度につきまして新たに3月につくりました知事を本部長とします「復興推進本部」、こういったこともございまして、その中の部長メンバーで知事と議論をしていきますが、そういった中で進むべき方向について共通認識を持ってすき間を埋めていくということでも動きたいと考えております。

また、そういった形が決まったシステム的なところに加えて、各部のほうとして、自分のところだけではできないものにつきましては、当然に部間、課間でも結構なのですが、県庁内の中では当然に連携しまして動かなければ、県民に全然進んでいないのではないかといわれるのは当然でございますので、そういったことについては責任を持って進めていくということで、職員一同一緒になって進んでいくということで考えているところでございます。

実際にどういふ段階があつて次のシステムはどうだということまでは説明しにくいのですが、全体として考える部分、個別に考える部分、それぞれにしっかり設けて進めていくということでございます。

塩谷会長

今のご説明についていかがでしょうか。

庄條委員（長島様）

ちょっと聞いただけではわからないものですから、何かペーパーに落として整理したものをご提示いただくと大変ありがたいと思います。次回以降で結構で

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 復興・総合計画課長 | <p>す。</p> <p>私も話していて、今、そうかなという感じがしますので、我々の再確認のためにも、そういったわかりやすいものをつくりまして後ほど提出させていただきたいと思います。</p> |
| 塩谷会長 大泉委員 | <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>今のお話ですけれども、そうしますと、個別事業の評価は部内で自己評価という形で完結するということですね。資料の3のところの検討状況についての(1)の3行目に、平成16年度以後は福島県事業評価委員会を設置して第三者評価をしていたとありますけれども、それは現在どうなっているのか、もしあるとすれば、その事業評価委員会とこちらの審議会の位置づけというか、機能・役割の分担というか、その辺を確認したいなと思いました。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございました。福島県事業評価委員会はどうなっているのか、あるいはこの審議会との関係はというご質問でしたが。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>2の(2)の2つ目の白丸のところになるのですが、アンダーラインのところ、「評価については総合計画審議会などが」というところですが、その「総合計画審議会」、これを第三者評価委員会という役割とするということで、こちらの個別事業の事業評価委員会は現在ございません。個別事業を評価して細かい点に入っていくということではなくて、重要なのは大きな施策の方向性がしっかりしているかどうかだということが皆さまからの意見をもらうべき点だということで、この審議会に第三者評価の役割を持っていただきまして、進行管理と評価と併せてやっていただくというものでございます。</p> |
| 塩谷会長 | <p>現在はないということですか。よろしいでしょうか。</p> <p>私のほうから1点質問があるのですが、この主要施策の中の代表的なものについて評価をする。取組自体はこちらの総合計画を見ていただいてもわかるように、かなりの数になりますが、これをどういう視点で代表的なところをピックアップしていくのか、恐らくその部分は審議会よりは庁舎の中で各部のほうから出してくるのかなと思うのですが、そのあたりの基本的な考え方を教えてください。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>主な考え方としましては、この計画の中で具体的なものは、何回か言っています重点プロジェクトというものが中心になってまいります。復興のための12の重点プロジェクトと、それに加えました人口減少・高齢化対策のプロジェクトの13のプロジェクト、この重点プロジェクトの中にさらに重点事業というもので、重点的に県でやるべきものとされている事業がございまして、この中から主なものを出したいというのがまずベースにございます。それに加えて、効果的に事業が進んでいるもの、県民が知りたいと思っているもの、そういった事業なども合わせましてピックアップして、そういったものの中から主要な事業、そこに出すべき事業ということで今のところは考えております。</p> |

| | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塩谷会長 | <p>進行管理自体は毎年度のことだと思っておりますが、ここで取り上げる事例というものは継続的に同じようなものを取り上げるということですか。それとも、取り上げる代表的な事例自体を変えていくということなのでしょうか。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>基本的には重要なものということで位置づけられたものは単年度では恐らく終わらないものが多いかと思っておりますので、大体のものは継続して審議されるかと思っております。ただ、時期的に集中して行われるものにつきましては、あるいはさらに新たなものが出てきたというものにつきましては、その時期に加わるもの、なくなるものという動きは当然出てくるかと思っておりますが、今の復興についてのところはしばらくは継続するのかなと思っております。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。この基本的なスケジュール、それから評価調書の様式のイメージを含めて出していただければと思います。</p> |
| 今井委員 | <p>地域懇談会なのですが、出席者は「地域でさまざまな活動をしている方々」と書いてありますが、大体どういう方々を想定していらっしゃるのかお聞きしたいのですけれども。</p> |
| 塩谷会長 | <p>ありがとうございます。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>総論的な話になってしまうかもしれませんが、地域で重要な視点であると整理されて進めている事業、こちらのほうの関係の方々が中心になるかと思っております。地域づくりといったことが必要であれば地域おこし団体の関係者とか、経済的なものということであればそういった経済のこの関係者、子育てがはじめに入っていればそういうNPOの方々、そういった視点でそれぞれの地域、振興局を中心に人選をさせていただいております。ですので、どの地域も同じような方面の方々というわけではなくて、地域ごとに必要な方面の方々ということでございます。</p> |
| 塩谷会長 | <p>人選については地方振興局が主体となって、それぞれの課題によって人を選ぶということのようです。人選ということにかかわってきますと、この進行管理部会で2名の委員に入っていただくという形で、その専門分野というかそういうことはどのように考えておられますか。</p> |
| 復興・総合計画課長 | <p>この2名の具体的なところまでは、今回どういった方面の方というのはまだございません。すみませんが、これから検討して回答する時間をいただきまして、それで必要な分野について、この審議会自体がそれぞれの活動の専門分野を持っている方々でございますので、それプラスということで考えてまいりたいと思っております。</p> |
| 塩谷会長 | <p>これについては今後検討するということですね。わかりました。 ほかにご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 なければ、この政策分野別の主要施策及び重点プロジェクトの取組状況の評価を機動的かつ効果的に行うため、福島県総合計画審議会条例第6条の規定に基づ</p> |

く「総合計画進行管理部会」を設置することとし、施策評価、総合計画・復興計画の進行管理等、地域懇談会について了承していただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

ありがとうございます。

それでは、部会委員の指名に移らせていただきます。

部会の委員の選任につきましては、福島県総合計画審議会条例第6条第2項で「部会に属すべき委員は会長が指名する」と規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

ありがとうございます。

先ほどの事務局の説明にもありましたけれども、部会委員は10名ということでもあります。そのうち2名については審議会以外の方を特別委員として加えるということですので、本日は審議会委員から部会委員になっていただく8名の方について指名をさせていただきます。人選にあたっては、男女比、昨年度の見直し部会からの継続性、そして専門分野ということを考慮して選ばせていただきました。

なお、2名の特別委員につきましては、知事の任命の後、改めて私のほうから部会委員の指名をして皆さまにお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、部会委員の指名ということで、お手元の「福島県総合計画審議会委員名簿」をご覧くださいと思います。

それでは五十音順にお名前をお呼びいたします。

今井淑子委員

久保美由紀委員

庄條徳一委員

瀬戸孝則委員

高谷雄三委員

早矢仕恵子委員

樋口葉子委員

以上7名の委員の方々に私を含めた8名としますので、よろしく願いいたします。なお、本日欠席しております久保委員につきましては、事務局から改めてご本人にお知らせさせていただきたいと思います。

< 6 その他 >

それでは、議事の6の「その他」ということですが、事務局から何かありますか。

塩谷会長

その他、報告事項として、「復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について」、ご報告したいと思います。

それでは、お手元の資料7の4ページをご覧ください。一番最後でございます。

まず、1の復興特区制度の概要ですが、東日本大震災復興特別区域法、いわゆる復興特区に基づく計画を作成した場合、規制・手続の特例や税制上の特例が受けられるというものでありますが、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つの計画制度がございます。

このうち、復興整備計画については、土地利用基本計画のほか、個別規制法などの土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画になっております。

次に、2の復興特区制度による土地利用基本計画の変更手続きですが、(1)が通常の手続きの流れとなります。(2)が復興特区制度の特例による手続きの流れです。通常の手続きではこの審議会、県総合計画審議会での審議や国土交通大臣との協議など、順を追って行いますが、復興特区制度による特例では、ここに説明がありますけれども、それらの手続きが個別規制法の措置も含めて、復興整備協議会の協議の場で一括して行われることとなります。

次に資料7の2ページ目をご覧ください。今回変更を行いました案件は相馬市の土地改良事業について、農用地災害復旧関連区画整理事業により、農地の整備が行われることから、周辺の農業振興地域と合わせて総合的な農業の振興を図るため、農業地域を82ヘクタール拡大いたしました。今年2月1日の第4回相馬市復興整備協議会で復興整備区域について協議され、2月5日の公表により、農業地域拡大による土地利用基本計画の変更がなされたところです。

3ページ目、A3サイズのページをお開きください。先ほどの土地利用基本計画の変更と同じように、位置図と変更区域図がありますが、上の位置図でご説明します。図の中に黄色の線で囲ったところがありますが、これがこれまでの農業地域ということになります。その中に、中ほどに赤の線で囲まれた部分があります。これが今回、農業地域が拡大される範囲となります。これにより、左にありますとおり当該地域の五地域の指定状況は、都市、農業、森林、自然公園の4つが重複することとなりました。

復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更についての報告は以上です。

ありがとうございました。通常手続きですと、先ほどの議事の1のように、この審議会での審議・了承となるわけですが、復興特区制度の場合にはワンストップでこの復興整備協議会での協議により決めると、そして、この審議会には報告をしていただくということになります。

ただいまの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見はありますでしょうか。——よろしいでしょうか。

その他ということで、ほかに事務局からございますか。

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 復興・総合計画課長 | <p>先ほど出た意見のところでの確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>県庁内での評価とか次年度事業についての反映システムについてわかりやすいものと、それと避難者数のこの指標における考え方、それに加えて、先ほど指標の子宮頸がんと子宮がんというところ、書き間違えたということで考えさせていただいたのですが、改めて資料のほうをいろいろ見てみますと、子宮がんという表現で書いているので、こちらにつきましてもどういう経緯で、この指標は何を表しているのかということを変更して確認しまして、この3点につきましては後ほど確認をしたいと思います。</p> <p>以上、3点につきましては宿題という形で引き取らせていただきます。よろしく願いいたします。</p> |
| 塩谷会長 | <p>それでは、これで予定した議題はすべて終了いたしました。以上で本日の審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。</p> |
| 司 会 | <p>< 7 閉 会 ></p> <p>本日は誠にありがとうございました。これをもちまして福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |

(以 上)